



2024年11月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 あ ら た
代 表 者 代 表 取 締 役 須 崎 裕 明
社 長 執 行 役 員
(コード番号 2733 東証プライム)
上 席 執 行 役 員
問 合 せ 先 責 任 者 コーポレートガバナンス 土 谷 信 貴
統 括 本 部 長
(TEL 03-5635-2800)

株式給付信託 (BBT) への追加拋出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2024年12月2日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式480,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき金3,458円
(4) 処 分 総 額	1,659,840,000円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は2014年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、「株式給付信託 (BBT)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。)を導入し、2019年6月26日開催の定時株主総会において、本制度の一部改定についてご承認をいただき、2021年6月24日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、報酬枠の再設定についてご承認いただいております(本制度の概要につきましては、第19期定時株主総会招集ご通知第7号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬等の額設定の件」をご参照下さい。)

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拋出(以下「追加信託」といいます。)を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行(本信託の受託者たる

みずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者)に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること(本自己株式処分)を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2025年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度分)であり、2024年9月30日現在の発行済株式総数36,057,424株に対し1.33%(2024年9月30日現在の総議決権個数340,205個に対する割合1.41%(いずれも小数点第3位を四捨五入))となります。

※追加信託の概要

追加信託日 2024年12月2日

追加信託金額 1,509,840,000円(注)

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 480,000株

株式の取得日 2024年12月2日

株式取得方法 当社の自己株式処分(本自己株式処分)を引き受ける方法により取得

(注)本信託は、追加信託金額(1,509,840,000円)及び信託財産に属する金銭(150,000,000円)の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(2024年10月15日から2024年11月13日まで)の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である3,458円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額3,458円については、取締役会決議日の直前営業日の終値3,095円(円未満切捨)に対して111.73%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均3,521円(円未満切捨)に対して98.21%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均3,446円(円未満切捨)に対して100.35%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上